

2024(令和6)年12月23日

尾道市教育委員会  
教育長 宮本佳宏さま

令和6年5月8日提出尾道市職員措置請求人 125名  
代表 福島光宏

尾道市議会令和6年第3回定例会9月4日一般質問に対する答弁の修正申し入れ

今般公表されました尾道市議会令和6年第3回定例会9月4日一般質問会議録によりますと、山根基嗣議員から次の質問がありました。

『住民監査請求が出ておりました。住民監査請求では、既存の小学校を改修した場合は14億5,000万円、中学校の場合は12億8,000万円、合計27億3,000万円と試算していますが、この試算に対してどのような答弁をするのか、答弁をお願いします。』

これに対する貴職の答弁は、以下の通りでした。

『住民監査請求で示されている改修費についてでございますが、請求者の算定した事業費の試算においては、校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算されたものであり、教育委員会と見解が異なっているものと考えております。

教育委員会といたしましては、久保小学校の旧校舎は建築から91年、久保中学校校舎は建築から62年が経過して、老朽化が進んでおり、調査の結果、躯体の状況が良好とは言えないことから、(以下略)』

かかる答弁は明らかな事実誤認であり、むしろ、虚偽答弁といえるため、強く抗議します。

私たちは、「校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算」してはいません。むしろ、良好でないことを前提に、事業費を算定しています。下記に、今一度、私たちが提出した監査請求書添付の甲第19号証の該当部分を示しますので、よくご確認のうえ、かかる答弁を撤回し、改めて、私たちの主張を正確に理解したうえでの答弁をするよう求めます。

## 記

私たちの提出した監査請求書 甲第 19 号証において、『第 3 既存小・中学校施設を改修して使うとすると(6頁)』の冒頭に以下のとおり、

『ここでは、既存の施設を改修して活用することについて検討する。

前提是以下のとおり。』の 4 項目目として

『・文部科学省が求めている構造耐震指標(Is 値)0.7 以上に達していない建物については耐震補強工事を行う。』と掲げたうえで、

『1 既存小中学校施設の概要、必要とされる工事と活用可能性』の

『(1) 久保小学校施設(6 頁)』の第2及び第3項目に

『・ 校舎は Is 値0.39 であり、震度 6~7 程度の規模の地震に対して「倒壊、又は崩壊する危険性がある(is 値 0.3 以上 0.6 未満)」とされ、耐震補強工事対象である。対象校舎の Is 値が 0.3 を越えているので耐震補強工事費補助率は 1/2 である。

・ 校舎については長寿命化工事が必要である。屋内体育館については、改修から 13 年であり、当面改修は不要である。』

『(4) 久保中学校施設(8頁)』の第2および第3項目として

『・ 校舎は耐震補強工事済または新耐震基準適合であり、耐震補強工事は不要である。

・ 長寿命化工事は校舎についてのみ必要、技術教室棟、部室、屋内体育館については当面改修は不要である。』

と、建物の躯体の状況に基づいた対応について示しています。

これらを踏まえて 『2 改修事業費(9頁)』 として、表11に示したとおり、校舎耐震化(必要な場合のみ)、校舎長寿命化、体育館長寿命化(必要な場合のみ)、設計・工事監理費を文部科学省の示した単価に基づいて試算し、総事業費を算定したものです。

このうち、長寿命化工事とは、『文末脚注 1 改修工事と費用算定 (2) 長寿命化工事(18 頁)』に解説していますがそのまま以下に引用します。

『・ 建物の物理的な不具合を直し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機

能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修を行うもので、概ね 40 年以上経過した建物(校舎、屋内体育館)を対象として実施される。

- ・ 「尾道市学校施設長寿命化計画」では、長寿命化工事として次の工事が挙げられている。

- コンクリート中性化対策
- 屋上防水改修(断熱化)、外壁改修、開口部改修、内部改修(床・壁・天井)
- 受変電設備改修、照明設備改修、通信・防水設備改修、給排水衛生設備改修
- 空調機器更新、空調配管改修、多様な学習形態への対応 等』

そのうえで、市が示した単価ではなく、『(6) 建設工事費の実績等の参考額の時点修正(19 頁)』のとおり国土交通省の示したデフレーターによって時点修正した単価を用いて試算を行ったものです。

さらに具体的に、『文末脚注 2 各学校の改修工事費等の算定の詳細(20 頁)』において、久保小学校施設および久保中学校施設についての算定の詳細を述べています。いずれも必要な高寿命化工事および耐震工事が必要、すなわち、『校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算』したものではないからこそ試算方法であり試算結果です。

なお、長期的な改修費用についても、『第4 長期のメンテナンス費用はどうなるか(10-11頁)』において、今後の使用年数を 40 年と想定した場合等で、その間の改修総事業費について、新築建物と、『校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算』したものではないからこそ当然新築よりも長期改修費用が掛かることを前提として、新築建物と検討対象の既存改修建物それぞれについて算定して比較しています。

以上